

平成 14 年 9 月 27 日

企業会計基準委員会 御中

日本公認会計士協会
会長 奥山章雄

実務対応報告公開草案第 5 号「デット・エクイティ・スワップの実行時における
債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」に対する意見
の提出について

貴委員会から平成 14 年 9 月 11 日付けで公表された実務対応報告公開草案第 5 号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」について、当協会の意見を別添のとおり申し上げます。

以 上

実務対応報告公開草案第5号「デット・エクイティ・スワップの実行時における
債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に対する意見

平成14年9月27日
日本公認会計士協会

このたび公表されました上記公開草案に対する当協会としての意見を以下のとおり申し上げます。

(コメント1)

公開草案は、債権者側の会計処理に限定しているが、債務者側の会計処理については、いわゆる「評価額説」と「券面額説」とがあり、いずれの方法も実務において採用されているようである。今後、本実務対応報告が適用された場合、債権者側の会計処理は、取得する株式を「新たな資産」の取得として時価で評価することになるが、将来、債務者側の会計処理に関し上記二つの方法のどちらかが採用された場合、債権者側の会計処理は影響を受けるのか否かについて明確にする必要がある。これは、金融商品取引については、通常、取引の当事者間で整合性の取れたミラーの関係にある会計処理を行うことが望ましいという考え方があるためである。

なお、債務者側の会計処理を検討するためには、資本会計の本質に関わる検討が必要と考えられ、かつ、最近の商法や会計基準等の改正に対応するためにも、資本会計の整備を可及的速やかに進めることを要請する。

(コメント2)

2.(2)の第1パラグラフの3行目の「この場合には、債権者が取得する株式の取得時の時価が対価としての受取額(譲渡金額)となり」は、「金融商品会計に関する実務指針」(以下「実務指針」という。)第29項を受けているため、この直後に「(金融商品実務指針第29項参照)」と挿入することを提案する。

(コメント3)

公開草案の「2.(3)取得した株式の取得時の時価」において、取得した株式に市場価格がない場合には、「合理的に算定された価額」を算出して時価を決定することになっているが、市場価格がない株式に係る取得時の時価の算定方法については実務指針等においても示されていないため、今後、実務の適用に当たり混乱が予想される。

したがって、本実務対応報告を適用するに当たり実務の混乱を避けるため、合理的な時価の算定方法についての設例を具体的に示す必要がある。

また、第2パラグラフの1行目で「(金融商品実務指針第54項参照)」となっているが、第54項は、株式以外の金融資産につき、決算時の評価を前提とした市場価格がない場合の時価の算定方法を示しているものであり、参照項目としては適当ではないため、削除すべきである。さらに、「合理的に算定された価額」という用語は、取得後の評価(四半期、中間又は期末の決算時)に使用される用語として用いられているので、交換による取得時の株式

の時価については、「市場価格のあるものは、市場価格に基づく価額を用い、市場価格がないものについては、次のように算定する。」という構成にする必要がある。

なお、当該時価を合理的に算定する方法を設例によって示す場合、市場価格のない株式に係る減損処理において、その認識及び測定の基準として適用される実質価額を時価の一つとして含めることを要望する。なぜならば、市場価格のない株式の減損処理においては、実質価額が時価に準ずるものとして取り扱われており、実質価額は、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定される1株当たり純資産額(実務指針第92項)であり、のれん価値も含んでいるため(「金融商品会計に関するQ & A」(以下「Q & A」という。)Q33)、取得後における減損の要否の判定基準(Q & A Q33 及びQ34)と整合性を持たせることができるからである。

(コメント4)

「2.(3)取得した株式の取得時の時価」の第3パラグラフで、株式の時価を合理的に測定できない場合には、その時価はゼロとする旨の記載がされているが、ゼロ評価する場合の記載内容として抽象的であるため、ゼロ評価を行う場合の事例を具体的に示す必要がある。この場合、(コメント3)で提案している設例の一つとして示すべきである。

(コメント5)

「2.(3)取得した株式の取得時の時価」の第4パラグラフの3行目で、「債権者が取得する債務者の発行した株式の時価は、実施直前の債権の評価額を上回らないことが多いと想定される。」と記載されている。このような記載方法では、ケースとして多くはないにせよ、債権の評価額を上回るケースもあり得ると理解される。しかし、債務者が財務的に困難な場合に行われるデット・エクイティ・スワップで、債権の評価額を上回るケースは、理論的にはともかく、現実的にはあり得ないと考えられる。したがって、次のように変更することを提案する。

「債権者が取得する債務者の発行した株式の時価は、一般的に、発行直前の債権の評価額を上回ることにはないと想定される。」

また、4行目の「そのほかに、債権切捨てと実質的に同様の効果となる場合(例えば、債権放棄の代わりに債権者がデット・エクイティ・スワップに応じる場合)には、取得する債務者の発行した株式の時価はゼロに近くなると考えられる。」の記載は、時価算定の一つの考え方を示したものであるから、(コメント3)で述べた合理的な時価の算定方法についての設例の一つとして具体的に示す必要がある。

以 上